

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2人の方から傍聴したい旨の申し出がありました。

教育委員会傍聴人規則に基づき、これを認めたいと思いますが、ご了承願います。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴人を入場させてください。

開 会

委員長 ただいまから平成18年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

開催に先立ちまして、年が改まりましたので、委員の皆さん、それから事務局の皆さん、新年明けましておめでとうございます。ことしもどうかよろしく願いいたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

議事日程の報告

委員長 それでは、日程に従い議事を進めたいと思います。

本日の議題は、議案1件、報告等2件となっております。

議案第1号

委員長 初めに、議案第1号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

指導課長 議案第1号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご提案させていただきます。

松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成18年1月12日提出。松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由。学習指導要領の改訂により、新たに教科・領域が加わり、教科指導員の増員が必要なためでございます。

別紙のところ、2枚目になります。

規則の第3条中、35人を42人に改める。

附則、この規則は、平成18年4月1日から施行する。

提案は、以上でございます。

続いて、ちょっと教科指導員について補足説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

指導課長 松戸市教育委員会は、市の学校教育指導方針の徹底を図るとともに、学校経営全般に関する危機管理あるいは教育課程実施上の今日的な課題に対する指導助言を行うために計画訪問という形で、1年間に約30校、2年かけて全小中学校を訪問しています。

計画訪問においては、校長、教頭、教務主任を対象とした経営部会での指導とあわせて、学校の全職員に授業展開をしていただき、その全教科・領域ごとに分科会をもって展開した授業について、あるいは松戸市の各教科等の重点についてなどの指導をしております。

この分科会の指導者に指導主事が当たっているところであります。その学習指導要領の改正に伴い、現在、教科・領域の数が14にふえておりますが、この教科・領域ごとの分科会を担当する指導主事がいない場合に、学校現場の先生を市の教育委員会が教科指導員として委嘱して分科会の指導に当たらせているところであります。

教科指導員は、各教科・領域ごとに3名程度委嘱しておりますが、指導主事の専門教科等の関係で人数のやりくりをしてきたところであります。また、教科指導員には、年間に1人3回程度で、現在35名で105回の指導をお願いしていますが、自分の学校を離れての1日の業務になりますので、これ以上に1人の派遣回数をふやすわけにはまいりませんので、教科指導員の人数をふやしていただき、対応してまいりたいと考えております。

また、教科指導員の人数をふやすことは、教科指導員になった教員にとっても指導する立場になりますので、自分自身の勉強にもなるものと考えておりますし、市としても教科指導員の人数がふえることにより、それぞれの教科・領域の指導的な立場の教員のレベルアップ及びすそ野が広がるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑と討論に入りたいと思います。

何かございますか。

根守委員 非常にいいことだと思います。人数をふやして学校現場のニーズにこたえられると
いうようなことで、35名を42名にふやして一生懸命指導していただければ、現場もありがた
いと思いますし、それなりに教科指導員がその教科に精通するくらいの指導力もついてくる
だろうと思います。また勉強もしていくのではなからうかと思ひます。

特に基礎学力低下の解消にもつながると思ひます。

教科指導員といひましても、常日ごろ現場にいて、子供たちにどのような指導、どのよう
な研究を重ねていけばいいかというようなことなど、その教科の学力向上を高めるといひよ
うなことで、非常に人数をふやしていただくことによつて現場もプラスになるのではなから
うかと思ひます。非常にいいこと、これは松戸市だけですか。

教育長 とは言えないですが、多分熱心にやっているのは松戸市だけだと思ひます。

指導課長 先ほど申し上げましたような形で、市の計画訪問という形で行っているところ
は、東葛管内では松戸市だけかと思ひます。ただ、他市では、教育事務所の指導主事の
力もおかりして出張所の訪問という形で兼ねている市町村もあります。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問ありますか。

瀧田委員 初歩的な質問で大変恐縮ですが、学校の教科について未熟なものですから教えてい
ただきたいんですが、先ほど14教科とおっしゃいましたけれども、小学校と中学校と両方教
科があると思うんですが、教えていただけますか、14教科の内容について。

委員長 お願いします。

指導課長 小学校、中学校で違うところは、算数と数学という呼び方の違いなんですけれども、
一応、国語、社会、算数、理科、音楽、生活科、それから図工美術、技術、それから家庭、
英語、道徳、特別活動、保健体育、総合的な学習の時間の14になります。

瀧田委員 ありがとうございます。

特別活動というのは、部活はなく、教科ですか。

指導課長 部活ではなくて特別活動というのは、生徒会活動とか児童会活動、それから学級活
動とか、そのような領域になります。

瀧田委員 ありがとうございます。

その各教科の領域そのものも広がっているしということで、多くの人材が必要だといひふ

うに、広がりを見込んでいるということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 八田委員、どうぞ。

八田委員 そんないいことなのに、2割ですね、7名をふやすということですが、根拠はどういうことか。

指導課長 先ほど申しましたように14教科・領域ありまして、1つの教科・領域に3名程度というふうにして考えておりますので、3名掛ける14教科・領域ということで、一応42名という形にさせていただきました。

委員長 それで、よろしいですか。

教育長 先ほど根守委員さんがおっしゃったのは、よその市町村ではやっていないのではないかという話で、指導課長がお答えしましたが、いろいろな理由があるんだろうというふうに思います。一昔前に学級王国という考え方、思想というのはオーバーですが、はやっております、つまり学校教育というのはコアは学級単位である。その学級を最も大切にすることによって学年全体が、そして学校全体がよくなっていく。だから学級単位ですべての物事を進めるべきだという考え方。それに対して、それはそれで立派なことなんだろうと思いますし、そのとおりなんだけれども、ちょっと行き過ぎた傾向があって、保護者も授業を見ることがほとんどできない。今、授業参観で原則いつ行っても見せてくれるというふうになってきていますけれども、ひどいころには千葉県東葛に限らないんですけれども、学年主任も中に入れ、隣の教師も入れないという状況が随分はあったそうです。そうすると学級王国のいい部分だけでなく悪い部分も随分出てきてしまう。こういう経過がありまして、教育委員会が計画訪問に行くということが難しくなったというような歴史的な経過があるようでございます。そもそもできなかったところ、やっていたけれども、そのことによって計画訪問をやめてしまったところとか、いろいろあったようでございます。そうした中で、松戸市が続けてこられたというのは、やっぱり過去の教育委員会と学校側の協力体制が曲がりなりにもとれてきたのかなというふうに思っております。そんなところなんだろうかね。それで松戸だけはやっているということです。

ただ、行政が監視に来るのではないかとかという意見もないわけではございません。監視ではなくて、やっぱり正当な評価をする、足りない部分を指導助言するということで、今学校現場からも望まれていることでもあろうかなというふうに思いました。この伝統は消さない方がいいと思います。

指導員をふやすという理由については、先ほど指導課長が申し上げたとおりでございます。

丸一日かかるんですね。朝行きまして、校長、教頭、教務主任が冒頭に学校経営の方針とか指導方針、学校の成果、評価、そういったものについて説明し、授業を2時間見ます。全教室参観します。我々は3分くらいで、長くても5分で渡り鳥のように通過していってしまうんで、大変申しわけないなと思っていますけれども、教科指導員はほとんどその授業に40分、50分いますから、最低でも30分くらいはいるでしょうから、その指導内容とか生徒の様子とか、いろんなことがわかります。

それで、午後には反省会を全体でやりまして、その全体会が終わった後にこの教科指導員が各クラス担任や教科担任と分科会という形で意見交換をする。決してこれを押しつけとか、そういう命令とかいう形ではなくて、この授業の成果はこういうことが目標で、こういうプロセスを生んでこうなっていますねということの意見交換。こういう場面でこういう指導をしてきたけれども、これは果たして是か非かなんていうことの質問を受けたりとか、いろんな場面が展開されてきているんだらうというふうに思っております。丸一日の作業ですから。行政は当たり前のことですが、この各教科指導員さん方の負荷も結構重いものですから。ただし指導することによって自分も学べるというメリットは多々あるようでございますけれども、負荷を減らしながら内容をさらにレベルの高いものにしていこうというのが、今回の改正の趣旨であります。

委員長 教育長にご説明いただきましたので大変、わかりやすくなったと思います。ほかに質問がなければ、規則の文言につき質問させていただきます。

第1条のところには、教科指導員とあります。その1条を受けて、5条を見ますと補充教科指導員という別の言葉が出てきます。補充というのは、何か特別な意味がありますか。

指導課長 教科指導員の任期を一応1年間と考えておりますけれども、その期間内にもし何かあって、その教科指導員をやめざるを得なくなった場合に、その後補充として他の方を頼むという形での補充教科指導員であります。

委員長 補充教科指導員というのが、最初から存在しているわけではないんですね。後で補充するという意味ですね。

したがって、条文のつながりからすると1個あけた方が本当は説明としてはいいんでしょうね。つながっているのに、何か言葉として2つ出てくるのが奇妙に思いました。

もう1点ですが、第4条を見ますと、教科指導員というのは県費教職員であること、教育一般、特に教科及び領域指導に関して豊かな識見を有する者であること、そういう者の中から教育委員会が委嘱することになりますが、その場合、事務局が委嘱するのかそれともこの

会議で委嘱する形になるのか、どういう形になりますか。

指導課長 教育委員会としては、教育委員会議ではなくて事務局として教育長名で委嘱する形になると思います。

委員長 それでお聞きしたかったんですが、第4条の中身はそれでいいと思うんですけども、委嘱する場合には、やはりそれなりの基準があるのかなと思いました。委嘱する場合の基準とどのようなものがありますか。

指導課長 特別選定のための基準というものを設定しているわけではありませんけれども、私もが日常あるいはこういう計画訪問等で訪問しまして、その先生方の指導力のこととか、あるいはその先生方は長期研修等に出ていて研修の機会を設けて積んでいるとか、そういうようなことをいろいろと加味しながら選定しているところであります。

委員長 わかりました。

あとは、第7条で予算の範囲内で報償を支給するとありますね。これは人数をふやしても予算内でおさまるという理解でよろしいですか。

指導課長 予算としましては、105回の派遣回数に対する予算をいただいておりますので、その105回という派遣回数はふやさないでいきたいと、予算の範囲内で執行していきたいというふうにして考えております。

委員長 ありがとうございます。

ということですが、ほかに何かご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、これをもちまして質疑・討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は、以上です。

報告等

委員長 次は、報告等です。

まず最初に、「平成18年松戸市成人式について」をお願いいたします。

社会教育課長 平成18年松戸市成人式につきましてご報告させていただきます。

当日の対象者は4,813名。出席者が2,917名。出席率が60.6%であります。この出席率は、過去平成10年以降、最も高い出席率でありました。

当日、新成人のボランティアスタッフ30名、それから一般のボランティアスタッフ30名、それから当日、パフォーマンスとしまして、ロックソーラン、それからヒップホップダンス、これら32名のボランティア、合計92名のボランティアスタッフのご協力をいただきまして盛況にして、大変楽しく明るい成人式をとり行うことができました。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

報告ですが、何かご質問等ありますか。

1点、よろしいですか。

我々が最初にいただいたパンフレットには4,816名の成人の数が示されていましたが、これですと4,813名となっていますね。何か数の変更があったんですか。

社会教育課長 これにつきましては、当初、新成人ボランティアの方々が、成人式のサブタイトル、これにつきまして決定するとき、その時点で、10月の時点での対象者が4,816名ございました。成人式直前の担当者が、約3名減りまして4,813人ということであります。

委員長 わかりました。ということだそうです。

教育長 非常にシンプルな説明でわかりやすいんですけども、主催者事務局としての感想というか、評価というものがあれば、聞かせて下さい。

社会教育課長 私の個人的な感想ということでよろしければ。

全体的に、まず感じましたのは、穏やかな成人式でありました。天候も非常に穏やかな成人式で、当日、例年よりも早めにエントランスホールにはかなりの新成人の方がお見えになっておりまして、これは相当な混雑が予想されるのかなと感じたんですが、10時半に第一ステージのパフォーマンスが始まるころには、皆さん大ホールの方に入っておりまして、エントランスホールの方は、大分混雑が緩和されました。会場内でも特に騒ぐ方もなく、大體の方が舞台に集中しているように私は感じました。

以上、私の個人的な感想であります。どうもありがとうございました。

委員長 何か、会場の外で問題が生じたとか、そういうことは特になかったんですか。

社会教育課長 敷地内でチラシを配っていらっしゃった方が、団体の方が十数名おられました。それは市民劇場で、そういった若者を対象とするイベントのチラシで、敷地内では配布はご

遠慮くださいということでお話ししましたところ、敷地外で配布されましたので、目立ったところではそのくらいのもので、特に大きな混乱はありませんでした。

委員長 ことしの実施状況を見て、来年どのように成人の方を集めるか、もう既に計画等は進行しているんだろうと思います。ボランティアの皆さん、若い皆さんが自主的に考えてつくってくださる、それを大事にしながら、しかし心に残る式典、若い人たちが成人式を経て、やっぱり何か感想新たに、心新たにするという、そういう何か心に刻むものをつくる、そういうものを工夫していただきたいなと思っております。

私も、ことしで3回目ですが、3回出席させていただきまして、なかなか皆さんよくやったださっているとは思いますが、何か、こう心に残るものが何か1つ欲しいなというのがありますね。それが何かは僕はわかりませんが、何かそんなことを感じました。

教育長 出席率が60%を超えたというのは、過去にないことなんですよ。原因といってもわかりませんが、何か心当たりありますか。平成10年の43.2%というのは、これは理由ははっきりしているんですよ。この年の成人式は大雪でして、関東には珍しい吹雪で積雪20センチを超えたという年です。60%を超えたというのは一つの何か時代の転換期なのかなと、偶然かな、どうですか、わかりませんか。

社会教育課長 ちょっとお待ちいただけますか。

私の記憶では、平成9年以前に60%という数字があったようには記憶しているんですが、手元に資料がございませんので、確かか確実なことは申し上げられないんですが、ただ、正直申し上げますと千葉県内では決して高い数字ではございません。千葉県内の平均が平成17年、前回の成人式で68.6%あります。この近隣で比較いたしましても、野田市、鎌ヶ谷市、それから我孫子市、我孫子は70%を超えております。野田市、鎌ヶ谷市は70%に迫る数字であります。中でも、柏市につきましては、これもやっぱり66.8%ということで、残念ながら近隣に比較しますと、まだ松戸市は若干低いのかなと。大体傾向としまして都市部で出席率が低くて、それ以外のところではかなり高いという傾向はあります。

教育長 高いからいい、低いから悪いと言っているのではなくて、ただ傾向が変わってきたのか、たまたま偶然なのか。

社会教育課長 県内の統計を見ましても、平成10年以降、かなり出席率が高くなっております。

千葉県の平成10年の平均出席率が55%弱であります。それが平成17年度で68.6%まで伸びておりますので、全体的には出席率が高くなっている傾向があるようであります。

教育長 説教しなくなっただけということですか。アンケートをとってみるといいかなと思

ますね。

根守委員 新成人が司会をしたり、企画をしたり、要するに企画は新成人がやりますよね。それから何だか出席がふえたような感じもしますけれども、市主体でやったというようなときは低かったですね。そして怒鳴り声もありましたし、外の方で、一升瓶を立ててどうのと、羽織はかまで。そういうようなこともありましたけれども、ここ五、六年ずっと新成人が司会するようになってから、新成人に合ったセレモニーの仕方を考え、トラブルもなく、すんなりということがいいというわけではございませんけれども、結構満足して帰っているような感じがいたしました。

八田委員 ことし参加させていただいて見せていただいたんですけども、時代の変化なんでしょうが、子持ちの方がいましたね、子供を連れの方が。少子高齢化のこの時代こそ、すごくいいことだと思って私は見ておりましたけれども、何か帰りが皆さん方がなかなか帰らないというのは、何でああいうふうに帰らないのかと思いましたが、後でいろいろ聞いてみたんですけども、そうしたら何組かのグループなんだそうですけれども、やはり卒業年度の連絡会、コミュニケーションのそういうことでつくりたいと、それで後々またいついつ会おうとかいうことの打ち合わせのため、大分残っていたというようにことを耳にいたしました。すばらしいいい傾向だと思って、初めての参加でしたけれども、よかったですと思いました。

委員長 確認しただけで、3組おられましたね。

根守委員 そしてお母さんがだっこしたり、お父さんがだっこしたり。

教育長 賞状、賞品というのを上げたかったですね。余談ですけども、昨日エジソン展の協力いただいたお礼にバンダイの本社に行ってまいりました。社長さんとちょっとお会いできたんで、いろいろお話を聞きました。少子化問題は困ったもんだという話題になりまして、おもちゃの会社としては子供がいなくなることは将来の危機であるというんです。社員に限って、とりあえずは隗より始めよと、社員が3人の子を産んだ場合には100万円の賞金を出すという、すごいなと思いました。

教育長 賞金をもらった方、たくさん出たでしょうと言ったら、いや、それが思ったよりは出ないんだと、1,000万円出すべきだったかなと言って、冗談ですけども。

根守委員 松戸市でも、何ですか、分娩金手当30万円出しているんですよね。

教育長 あれは、医療保険の給付金ですね。

根守委員 若い夫婦はありがたいなと言っていましたよ。

委員長 そうですね。少子化の問題は、また新たに議論させていただくことにして、次に、

「第32回松戸市書道展覧会について」の報告をお願いします。

社会教育課長 第32回松戸市書道展について、ご説明をさせていただきます。

部門は漢字、仮名、詩文書、篆刻刻字、その他、それから高校生部門と分かれております。本年2月14日から2月26日まで、午前10時から午後6時。会場は、松戸市文化ホール。それから、松戸市民ギャラリーで受賞作品の展示を2月27日から3月9日まで実施する予定であります。主催は、松戸市教育委員会、松戸市書道展運営委員会であります。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

何かお伺いしたいことがありますか。

瀧田委員 よろしいですか。

書道展、これは公募展と書いてありますが、児童生徒、例えば学校を通しての参加というのがあるのか、それともこれは1つの市民の団体が中心になってやるのか、その両方なのか、ちょっと伺いたいんですが。

社会教育課長 児童生徒関係は、高校生部門のみで、学校の先生あるいは小中学校の児童生徒については対象にはなっておりません。

瀧田委員 学校単位では、対象にならなくて、どこかの先生に所属しているとか、会に所属している場合に出てくることもあるということですね。

社会教育課長 学校の先生は、個人としては出品されることになると思います。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 これは毎年やっているわけですか。

社会教育課長 はい。

委員長 ということは、去年もやったわけでしょうが、去年の状況からするとどんな感想を持たれますか。

社会教育課長 去年は、部門、それから会期と会場もほとんど同じなんですが、去年の観覧者が1,285名ございました。出品数につきましては、合計で229作品の出品がありました。

以上であります。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 小中の書き初め展は、どこでおこなわれますか。

社会教育課長 文化ホールであります。

委員長 それも、教育委員会がかかわっている。

社会教育課長 指導課の方で担当いたしております。

瀧田委員 そういうのも、ちょっとお知らせいただければ、うれしかったかなというふうに思いましたので。

ありがとうございます。

委員長 むしろ委員の皆さんが関心あるのは、社会人もそうですが、小中学生のそういった書道展も関心があるということですので、何か情報をいただければありがたいですね。

社会教育課長 承知いたしました。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。

その他

委員長 その他に移ります。何かございますか。

どうぞ、お願いします。

生涯学習本部参事監 ご報告を1件させていただきます。

資料がなくて、口頭で申しわけないんですが、簡単にさせていただきたいと思います。

1月6日の金曜日、教育経済常任委員会を開催していただきました。その中で、小金中学校パイロットスクール事業計画案について説明をさせていただきました。内容は、パイロットスクールの考え方であるとか、それからこれまでの取り組みの経過、そして事業計画そのもの、特色であるとか施設であるとか、今後のスケジュールであるとか、そういうことについてご説明をさせていただきました。

その後、委員の方々からさまざまというか、多岐にわたるご質問やご意見をたくさんいただきました。今回は、ただ採決という形ではございませんので、案を案として内容をご理解いただくということでございましたので、そういう形で特に採決はございませんでした。ただ、さまざまいただきましたご意見やご質問につきまして、さらに検討いたしまして今後よりよいものをつくっていきたいと考えております。

また、この常任委員会の報告につきましては、後日改めて詳細を報告させていただきます。ただ、今後私どもが、地元、保護者の方や地域の方々に説明会等を行い、要望等をお伺いして合意を得ながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これはアクションプランの1つの大きな中身でもありますよね。ですから、地元の皆さんとの合意あるいは話し合いの中からいい形のを、ぜひつくっていただきをお願いします。

教育長 詳細は、後日報告するそうでございますので、もう少し整理して、よろしく願います。

委員長 そうですか。お願いします。

学務課長 昨年の10月26日に義務教育の構造改革にかかわる答申が中央教育審議会の方から出されましたので、その概要についてご説明申し上げたいと思います。

委員の先生方のお手元に資料をお配りしましたが、まずこちらの厚い、新しい時代の義務教育を創造する（答申）とありますが、これが全文になっております。これをコピーしてお手元にお配りしてあります。もう1つの方ですが、答申の全文が量が多くなりますので、私なりにその骨格をまとめたものをお配りしてあります。きょうは、その私の方でまとめた薄い方の資料を中心にご説明したいと思います。

まず、資料ですが、1ページ目と2ページ目がこの答申の骨格をまとめたものでございます。3ページ目から6ページ目までは、この答申文を私なりになんですが、読みまして押さえておきたい、気になるキーワードというふうに書いたんですが、押さえておくべきキーワード、キーセンテンスのようなものについてまとめましたので、また後ほどご説明したいと思います。

では、中央教育審議会の答申の骨格について説明いたします。

表題としましては、そこにありますように「新しい時代の義務教育を創造する」というふうな表題になっております。これは、これからの義務教育の基本方針ですとか、方向性を示す非常に意味のある重い提言になっているんじゃないかというふうに解釈しております。

中教審といたしますのは、各審議会の総会の下に、さまざまな部会が設けられているんですが、この答申をまとめた部会は義務教育特別部会といたしまして、これは総会直属の部会として設けられたと、そういうことありますので、これは一部会の提言ということではなく、当然総意を込めた答申になっているんじゃないかなというふうに解釈しております。

まず、中身ですが、総論と各論というふうに大きく2つに分かれております。

総論、いわゆる義務教育の改革の基本的な方向性を示している部分をして総論がございませう。その次に、各論としまして具体的な総論を受けて改革策、こういうようなものが述べられているのが各論であります。

まず、総論ですが、(1)から(6)までそこに挙げてありますが、この6つの観点から

成り立っております。

1つ目、義務教育の目的・理念ということで、義務教育の目的とはこういうものなんだということがはっきりと示されております。一人一人の国民の人格を形成すること、もう一つは、国家社会の形成者の育成なんだということ。これは、当然教育基本法にも同じ意味合いのことは述べられているわけですが、この答申の中でも、はっきりとここにそういうふうに挙げられております。そうしまして、質の高い教育を実現していくためには、国の責務としてはということが挙げられるのかということで、義務教育の根幹を保障すべきだと、義務教育の根幹と言いますと機会の均等、水準確保、無償制、この3つが挙げられるわけなんです。そういう根幹は、国の責任においてしっかり保障していくべきだというふうに述べられております。

2番目、新しい義務教育の姿としまして、この改革の目標というものは、学校力、教師力、これをもとにして子供たちに人間力をつけるんだと、この学校力とか、教師力とか、人間力、非常にわかりやすい言葉なんです。今までそういうような端的な表現ではこういうふうにセットで述べられていることはなかったかなと思いますが、この答申の中では、学校力、教師力、人間力というふうな表現で述べられております。要するに学校の教育力や教師の力量、そういうものをもとにして子供たちに豊かな人間力を培っていくのが、この改革の目標なんだというふうに述べられております。

3点目としまして、義務教育の構造改革、これはまさしく義務教育を創造するという表題に直結してくる部分かなと思うんですが、義務教育のシステムとはこうあるべきだということで、1つは国の責任で基盤を整備すること。2つ目として市区町村、学校の権限と責任を拡大していくんだと。3つ目、国の責任で結果を検証していくんだというふうに国の責任と要するに分権というようなことが、ここでははっきりと述べられております。

4番目としまして、国、都道府県、市区町村の役割の明確化と協力関係の強化、これは3番の構造改革の教育システムのところとも当然関連するわけなんです。国は義務教育の根幹保障の責任を負うと、都道府県は、その域内の広域調整の責任を負うと、そして市区町村、学校が実施主体として、今までより大きな権限と責任を負っていくべきなんだというふうに、そういう国、都道府県、市区町村、学校のそういう関係がそこに示されております。

5番目としまして、義務教育の基盤整備の重要性ということで、教育の成否というのは端的に言いますと教職員の力量に係っているんだと、資質、能力を備えた教職員の確実な確保が、これが一番重要なことなんだと、そのためには教職員の養成とか、配置とか、給与負担、

こういうようなものをしっかりしていかななくてはならない。この教職員の確実な確保というふうなことが最も重要な教育基盤になっていくんだというふうに述べられております。

6番目としまして、義務教育の費用負担のあり方、これがよく新聞紙上でも盛んに報道されましたが、いわゆる国庫負担制度をどうするのかというふうなことで、中教審としましては国庫負担制度というのはすぐれた制度だから、これからも維持していくべきなんだと。これは結論から言いますと、今まで教員の給与を国と都道府県が半々で持っていたものが、今度は国は3分の1というふうにはなってしまったんですが、いずれにしても国庫負担という、こういう制度はこれからも堅持していくというふうな方向で述べられているようです。

それと総額裁量制の改善と、総額裁量制と申しますのは、国から2分の1お金が負担金として入るわけですが、今までは、簡単に言いますと、その使い道が細かく細分化されていて各都道府県の裁量というのを生かす部分というのはなかったんだけど、2分の1国庫負担しますので、その中で工夫して使ってくださいよというのが、総額裁量制というふうなものでございます。ですから、それを活用しまして地方によりましては、例えば千葉県の場合もそうなんですが、1、2年生、中学1年生の38人学級を実現して教員の数をふやすとかですね、さまざまなそういう各地方の裁量が生かされるようになってきているんですが、そういう方向をさらに改善していく必要があるんじゃないかというふうに答申では述べられております。そういうふうに総論の部分では、これからの義務教育はこうあるべきだという、大きな姿が述べられております。

そして、2ページになりますが、各論としまして、その総論を受けまして、では具体的にどのようなことをしていくのかというのが述べられております。義務教育の質の保証、向上のための国家戦略というふうな表現が用いられております。各論の中は、4つの章から成り立っているんですが、それを戦略1、2、3、4というふうにあらわしております。

まず、1つ目としては、教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証すると。要するに義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善というふうなことが、各論の1で述べられております。これは、義務教育の使命というのは、今でも言われておりますが、確かな学力、豊かな心、健やかな体、これをもとに生きる力を育成していくというところは変わらないんですが、それを確かに子供たちにそういう力をつけていくためには義務教育の到達目標を今以上にやはりはっきり設定していくべきだろうと。これがまた後ほど述べますが、学習指導要領の見直し等に結びついていくものだと思います。また、この中では、国語力をもっとつけていけないのではないかと、理数教育の重要性、また小学校の英語教育、またはI

T教育ですね、あと総合学習の見直し等にも触れられております。

2番目としまして、教師に対する揺るぎない信頼を確立するというので、やはり教師の質の向上がこの教育改革の一番重要な部分になるんだということで、戦略の2として挙げられております。後ほど述べますが、教師に求められる3つの要素というふうなことで、はっきりと述べられている部分があります。

戦略の3としまして、地方、学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める。学校教育委員会の改革。まさしく学校の自主性や自律制を確立することがこれからは必要なんだと。でも権限がない状態で責任だけを押しつけられても、それは果たすことは非常に困難であると。ですから権限と責任、その両方をしっかり地方、学校に移譲していく、そういうシステムづくりが必要なんだということで、具体的には例えば教員の人事権ですとか、学級編制権みたいなものもより現場に近いところにおろしていくべきだというふうな提言がなされております。

戦略の4としまして、確固とした教育条件を整備する。これは先ほどの総論の一番最後にも述べましたが、端的に言いますと、国庫負担制度、これをしっかりこれからも堅持していく必要があるというふうな論調で述べられております。

こういうふうに、この新しい時代の義務教育を創造するという、この答申はまさに分権改革といいますか、教育界においてもやはり分権の波というのは当然これから必要になってくると、今まで以上に分権改革を進めていくべきだと、そのためにはどうしたらいいかというふうなことが中心になっているのではないかなというふうに思います。都道府県にあった権限を市区町村に移す。または教育委員会にあった権限を学校現場に移すというふうな、そういうことも必要であろうということが、この基本的な部分になっているのではないかなというふうに思います。

以上が、この答申の全く本当に大ざっぱな粗削りな説明で申しわけないんですが、そういうような答申が出されたということでご理解いただきたいと思います。

それで、3ページ目からですが、これは私なりに答申文を読みまして、なるほどというふうな部分もありますし、これは自分自身として押さえておいた方がいいというふうなところがありましたので、ざっと書き出してみたものです。ちょっと斜めに字体がなっているようなところ、点線で下に線が引いてありますが、例えば先ほど述べたところは省略いたしますが、2つ目のところ、新しい義務教育の姿の3つ目のところに教育を提供する側からの発想ではなく、教育を受ける側である保護者や子供の求める質の高い教育の場となる必要がある

と。需要と供給ということで、今までは、要するに与える側の論理、これが優先していた。でも、そういうふうに提供する側の発想だけではなくて、受ける側の発想も大切なんだ。でも、これは何も保護者や子供の思いに無条件にそういう考え等を取り入れていくというふうな、そんな単純な意味合いではないと思います。当然、学校が主体となって教育を進めるわけですので、学校の確固とした、そういう教育信条、そういうようなものが一番のもとになってくると思いますので、そこは誤解なさらないようお願いしたいと思います。

その3つ目のところには、今度片仮名がいろいろ出てきます。国の責任によるインプットとか、プロセス、アウトカムとかというふうな、またナショナル・スタンダード、ローカル・オプティマムというふうな横文字が出てきますが、国がその目標をちゃんと設定して基盤整備をする、インプット、それを実施するのは、要するに市区町村や学校だと、プロセス。その結果、アウトカム、これは国が責任を持って検証すべきであると。国の責任でナショナル・スタンダードを確保し、余り英語が得意ではありませんが、要するに国が標準とか基準、または基盤整備、そういうようなものをしっかり設定して、そしてそれを受けてその現場または市区町村ではローカル・オプティマム、それぞれの地域において最適な状態とかいうふうに書いてありますが、そういう国の基準をもとにして、それを地方はどういうふうに最大限の効果を上げるために生かしていったらいいかというふうな、そういうことが必要なんだというふうに自分では解釈しております。

その下には、都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲というふうな文言もあります。

そして、その3ページが一番下の方ですが、この答申では、義務教育こそ外交や防衛とともに国が担うべき最重要政策であるというふうな表現も使われております。

4ページ目になりますが、先ほど申し上げました総額裁量制の一層の改善というふうなこともあります。また、到達目標を明確化するというふうなこともあります。教育内容の改善のところには、習得型の教育とか、探求型の教育と、そういうような表現も使われております。また、国語力、理数教育、小学校段階における英語教育とか、情報リテラシー、こういうような表現も躍っております。

5ページ目になります。義務教育に関する制度の見直しということでは小学校の4、5年生段階で発達上の段差があることがうかがえる。要するに4年と5年のその格差というふうなものが非常に見受けられるというふうなことで、9年制の義務教育学校を設置すること、こういうようなことも考えられるのではないかと。これは6・3の小中一貫校という考え方

ではなくて9年制の義務教育学校なんだというふうなとらえ方だろうと思います。

その下には、特別支援学校、今までの盲、聾、養護学校で、こういうようなものを障害の種類、今重複しているというふうなことがあります。この障害、この障害というふうに切ることができないという部分があるというふうなことから、特別支援学校というふうなものに転換していくことも必要ではないかと。

その次が、先ほど申し上げました、あるべき教師像ということで、3点というのは、3つの条件と言いますのは、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力、これが教師には求められているんだというふうなことです。また、真ん中の専門家としての力量という中には、具体的にということで、子供理解力、児童生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力、今までこれだけはっきりと出されてはいなかったかなというふうに思うんですが、具体的なその力量として、そういうようなものも挙げられております。

また、教師の育成ということで教員免許の更新制というふうなことも、これから考えていく必要がある。これは中教審の他の部会でこの更新制については、当然審議が続けられておりまして、最終的な結論というのは近々また出てくるのではないかなというふうに思います。また、努力している教員をしっかりと位置づけるというふうなことで、スーパーティーチャーとかですね、また教師のキャリアの複線化というふうなことも言われております。

その下、組織運営の見直しということでは、この間の教育委員会会議の人事異動の方針のところでも、ちょっと話題になりましたが、これからは教員の公募制とか、フリー・エージェント制みたいなものも、さらに推進していくことが求められているというふうなことも答申では述べられております。

最後のページになりますが、教育委員会制度の見直しというふうなことも掲げられております。この議論の中では、教育委員会というのは各自治体の判断で設置すべきかどうかを決めてもいいのではないかなというふうな意見も出ていたというふうなことです。この答申の中では、やはり教育委員会制度の重要性というふうなことを勘案すると、やはりすべての地方自治体に設置することが望ましいだろうというふうなことが述べられております。その首長と教育委員会との権限分担を今まで以上に弾力化していてもいいのではないかと。具体的には、その所掌事務のうち文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、その自治体の判断によって首長の方が担当するというふうな、そういう選択肢もあるのではないかなというふうなことも述べられております。

最後になりますが、国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割ということでは、再三申し上げましたが、今後の分権改革の重点というのは都道府県から市区町村への分権、教育委員会から学校への権限移譲であると。人事権は、今は都道府県にあるんですが、義務教育の実施主体である市区町村に移譲する方向が望ましいのではないかと、また学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大していく必要があるのではないかと、というふうに述べられております。

私としまして、ちょっとそのあたりのところは、自分自身も自分なりに考えていかなくてもならないかなというふうなことでまとめさせていただきました。そういう重要な答申が出ているということですので、この全文の方は、またお時間のあるときにお読みいただければ幸いですと思いますが、せっかくの機会ですので、委員さん方からご意見等をちょうだいできれば幸いですというふうに思っております。

以上です。

委員長 長文の答申案を、非常に要領よくまとめていただきました。ありがとうございました。

これについて質疑応答というようなことはここではできませんので、この要約をもとにして全文を読まさせていただきます。

ただ言えることは、これを受けて松戸市の教育委員会として、松戸市の学校教育はどのように改善していくか、よくしていくかということをお我々自身勉強しなければいけないというふうに思っています。特に時代は今確実に変わりつつあります。しかもわけがわからないような形で変わりつつあります。司馬遼太郎流に云うと国の形のありようがどうも今見えない状態です。中教審のこの答申から、そういうものをどうやって見つけ出すか、非常に厳しい時代に入っていきんだらうと思います。

この答申をお我々も勉強させていただきたいと思っています。機会があれば、内容に関して意見交換ができる場があればいいなとも思っています。

さて、報告等は以上ですが、まだほかに何かございますか。

なければ、最後に次回の教育委員会会議の日程についてですが、事務局に何か予定がありますか。

企画管理室長 平成18年2月定例会でございますが、2月9日の木曜日午後2時から、こちら5階の会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 2月9日、2時ということですが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、2月9日木曜日、午後2時から、こ

の建物の5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員